東京大学教養学部共通技術室「一般技術職員」「技術専門職員」公募要領

1.	職名及び人数	一般技術職員１名、または技術専門職員１名
2.	採用予定日／契約期間	令和９年２月１日以降　／　期間の定め無し
3.	就業場所	東京都目黒区駒場３−８−１　駒場Ｉキャンパス 変更の範囲：本学の指定する場所。
4.	試用期間	採用された日から６ヶ月間
5.	所属	教養学部共通技術室
6.	業務内容	（1）教養学部前期課程に所属する学生（1、2年生）を対象に実施する基礎化学実験の準備・補助 （2）基礎化学実験を実施する実験室の保守・管理（実験器具や装置等の保守、化学薬品や実験廃液等の管理など） （3）共通技術室における業務 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
7.	就業日・時間	週５日（月曜日～金曜日）１日７時間45分、休憩１時間 （9時～17時45分、休憩12時00分～13時00分など、応相談） ※時間外の労働を命じることがある。
8.	休日・休暇	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月３日） 年次有給休暇、特別休暇　等
9.	賃　金　等	基本給（教育研究連携手当含む）： 4年制大卒／月給277,240円 修士修了　／月給289,190円 博士修了　／月給300,901円 ※2026年３月１日現在の給与規則に基づき、予定額を掲載しています。 ※資格、能力、経験等に応じてこれより高く決定する場合もあります。 諸手当等：支給要件を満たした場合に次の手当等を支給 （1）扶養手当、住居手当、通勤手当 （2）期末手当及び勤勉手当（6月期、12月期の賞与に相当する手当） ※その他、東京大学教職員給与規則の定めるところによる http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_syuki/syuki02.pdf
10.	社会保険等	法令の定めにより文部科学省共済組合（健康保険・厚生年金）、雇用保険、労災保険加入
11.	応募資格	（1）化学もしくは化学関連分野での研究経験を有し、修士または博士の学位を有すること（学位取得見込み含む）。 （2）化学実験への参画に熱意を持ち、担当教員と協力して、6.で挙げた全ての業務内容を意欲的に担当できること。
12.	提出書類	（1）履歴書No.1及びNo.2（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 記入に際しては「記入例」を参照のこと。

		（2）職務経歴書（A４版　様式自由） 1. 職務経歴と現在、従事している大学教育や研究内容 2. 以下の①～⑨に関する内容を簡潔に記載してください。該当がない項目は記載不要です。 ① 技術系の国家資格試験（大卒程度以上）の合格 ② 野外実習や調査の経験（車両の運転等を含む） ③ 特許取得等の独創的な技術開発 ④ 学会賞等の受賞 ⑤ 研究業績 (学術雑誌や学会発表。査読の有無も記す) ⑥ 科学研究費補助金等の公募採択型の各種補助金の受領 ⑦ 技術研修会等における講師の経験 ⑧ 技術発表会等における職務に関連する技術発表等 ⑨ 技術研修会等の研修の修了 （3）業務内容に対する抱負（A４版　様式自由）
13.	提出方法	応募者は、以下の URL に必要な情報を記入した上で、12.の提出書類の電子ファイルを 1 つの PDF ファイルとしてアップロードしてください。なお、PDF ファイルのファイル名は「氏名_技術職員人事応募書類.pdf」としてください。 https://forms.gle/8hwHiSZvTJ6HZsGHA
14.	応募締切	令和 8 年 11 月 9 日（月）必着
15.	問い合わせ先	〒153-8902　東京都目黒区駒場 3－8－1 東京大学教養学部化学部会主任　平岡秀一 TEL: 03-5454-6595 e-mail: hiraoka-s[at mark]g.ecc.u-tokyo.ac.jp ※表記のメールアドレスの [at mark] は@に置き換えてください。
16.	選 考 方 法	書類選考の後、面接選考を行う。 なお、面接選考に要する交通費は応募者の負担とする。
17.	募集者名称	国立大学法人東京大学
18.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
19.	特記事項	業務内容などについての問い合わせも、上記問い合わせ先のメールアドレスに連絡すること。回答はメールにて行う。
20.	その他	(1)応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 (2)取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 (3)東京大学男女共同参画加速のための宣言に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 (4)採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。